

No.1217

広報

せと

2012 10.15



エコライフ  
通信

## ストップ!野焼き

問い合わせ先/環境課 ☎88・2670



そろそろ庭木が葉を落とし始めるころ、この時期特に多いのが家庭や事業所からでたごみの屋外焼却、いわゆる「野焼き」です。

野焼きは例外を除き、法律で禁止されています。ブロックで囲って作った焼却炉やドラム缶などで紙ごみや庭から出た草木などを燃やすことはできません。また、以前ホームセンターなどで売られていたドラム缶製の焼却炉での焼却も現在は違法行為となりますので注意してください。(法律で定められた構造基準に適合した焼却炉は使用可能です。)庭木などは燃えるごみとして市で収集が可能です。収集の方法などは、環境課までお問い合わせください。

なお、例外として認められる行為は次のとおりです。

- どんと焼きなど、習慣上の行事を行うにあたり必要な廃棄物の焼却
- 農業・林業を営むために行われる必要最低限な焼却行為 など

ただし、上記のケースであっても草木はよく乾燥させてから燃やすなど、周囲の方に迷惑とならないよう注意してください。また、火災の危険がないように焼却中は絶対火元から離れないようにしましょう。

法律に違反すると罰則が適応される場合もあります。ルールを正しく理解し、適正にごみの処理をしましょう。